

# 岐阜県公報

第 二 百 八 十 六 号  
令 和 四 年 三 月 二 十 九 日  
( 火 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (情報システム課) 一四五<sup>ペナ</sup>

岐阜県民ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則 (文化創造課) 一四七

ぎふ清流文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 一五〇

飛騨・世界生活文化センター条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 一五二

岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 一五四

都市計画下水道事業の変更認可 (公共下水道) (下水道課) 一五七

### 告 示

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十七号

### 岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則 (平成三十年岐阜県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第八項を第十二項とし、第七項を第十一項とし、第六項を第十項とし、同条第五項中「第七項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第四項を第八項とし、同条第三項中「別表第一一の項第三号」を「別表第一一の項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の三項を加える。

5 条例別表第一一の項第五号の規則で定める事務は、東日本大震災その他の大規模災害により被災した私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校等 (以下「幼稚園等」という。) に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者等 (学校教育法第十六条に規定する保護者その他の幼稚園等に在籍する幼児、児童又は生徒で日本国内に住所を有するものの授業料等を負担すべき者として知事が定める者をいう。) に対する授業料等の軽減のための補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

6 条例別表第一一の項第六号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第

## 規 則

十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務

二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務

四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務

五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務

六 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

八 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務

九 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

七 条例別表第一一の項第七号の規則で定める事務は、二十歳未満の者を扶養している者（配偶者のない者に限る。）に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第二条第二項中「別表第一一の項第二号」を「別表第一一の項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「別表第一一の項第一号」を「別表第一一の項第二号」に、「第三項」を「第四項」に、「がその」を「に」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例別表第一一の項第一号の規則で定める事務は、岐阜県心身障害者扶養共済制度

条例（昭和四十五年岐阜県条例第九号）第七条に規定する掛金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第三条第三項中「前条第四項」を「前条第八項」に、「同条第五項」を「同条第九項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第十項及び第十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「別表第二一の項第二号」を「別表第二一の項第三号」に、「前条第二項」を「前条第三項」に、「生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）及び」を「生活保護実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報並びに」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 条例別表第二一の項第四号の規則で定める特定個人情報、前条第六項第一号の保護を受ける生活保護法第六条第二項の要保護者に準ずる生活に困窮する外国人の要保護者又は同条第一項の被保護者に準ずる生活に困窮する外国人の被保護者であった者（以下「外国人要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報とする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

二 児童福祉法第二十条第一項の療育の給付に関する情報

三 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

四 生活保護実施関係情報、生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給に関する情報

五 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

六 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報

七 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

八 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第三

条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

九 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六條の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七條第一項の福祉手当の支給に関する情報

十 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）以下「平成十九年改正法」という。）附則第四條第一項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）以下「平成二十五年改正法」という。）

附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第十四條第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二條第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四條第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二條第三項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四條第四項（平成十九年改正法附則第四條第二項において準用する場合を含む。）並びに平成二十五年改正法附則第二條第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四條第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四條第一項の開始若しくは同法第九項の変更、同法第二十五條第一項の職権による開始若しくは同法第二項の職権による変更又は同法第二十六條の停止若しくは廃止に関する情報

十一 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

5 条例別表第二一の項第五号の規則で定める特定個人情報情報は、前条第七項に規定する給付金の支給の申請を行う者に係る児童扶養手当法第四條第一項の児童扶養手当の支給に関する情報とする。

第三條第一項中「別表第二一の項第一号」を「別表第二一の項第二号」に、「前条第二一項」を「前条第二項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第二

項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例別表第二一の項第一号の規則で定める特定個人情報情報は、前条第一項に規定する掛金の減免の申請を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法第九條第一項の保護の実施、同法第二十四條第一項の保護の開始若しくは同法第九項の保護の変更、同法第二十五條第一項の職権による保護の開始若しくは同法第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六條の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）及び生活に困窮する外国人に対する同法第九條第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四條第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同法第九項の規定に準じて行う保護の変更、同法第二十五條第一項の規定に準じて行う保護の停止若しくは同法第二項の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

第四條中「別表第三知事の項」を「別表第三一の項」に、「第二條第四項」を「第二條第八項」に、「同条第五項」を「同条第九項」に、「同条第八項」を「同条第十二項」に改め、「以下」の下に「この項において」を、「生活保護実施関係情報」の下に「及び外国人生活保護実施関係情報」を加え、同条に次の一項を加える。

2 条例別表第三一の項の第二欄の規則で定める特定個人情報情報は、外国人要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第二條の経費の支弁に関する情報及び学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十四條の援助の実施に関する情報とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県民ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十八号

岐阜県民ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県民ふれあい会館条例施行規則（平成六年岐阜県規則第二十七号）の一部を次

のように改正する。  
別表第二(1)の表その他の附属設備の部映像及び音声の記録装置の項の次に次のよう  
に加える。

オンライン映像配信記録システム	一式	五、二二〇
ハンディビデオカメラ	一式	一、五二〇

別記第三号様式を次のように改める。

第 3 号様式 (第 3 条関係)

利用不承認 (取消) 通知書	
申込者 様  岐阜県知事 年 月 日付で申込みのあった (承認をした) 施設の利用は、次 により承認することができません (利用承認を取り消した) ので通知します。	第 号 年 月 日
承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号
承認しない理由 (取消しの)	
備考	
<p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>	

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県民ふれあい会館指定管理者」とし、備考については下記のとおりとする。

- この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として (訴訟において指定管理者を代表する者は となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

ぎふ清流文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十九号

ぎふ清流文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

ぎふ清流文化プラザ条例施行規則（平成六年岐阜県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別表一の表その他の附属設備の部演奏者用椅子の項の次に次のように加える。

オンライン映像配信記録システム

一式

五、一三〇

別記第二号様式の二を次のように改める。

第2号様式の2 (第3条関係)

利用不承認（取消）通知書	
第 年 月 日	号
申込者 様	岐阜県知事
年 月 日付けで申込みのあった（承認をした）施設の利用は、次により承認することができません（利用承認を取り消した）ので通知します。	
承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号
承認しない理由 (取消しの)	由
備考	
<p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>	

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「ぎふ清流文化プラザ指定管理者」とし、備考については下記のとおりとする。

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として（訴訟において指定管理者を代表する者は となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

飛驒・世界生活文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十号

飛驒・世界生活文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

飛驒・世界生活文化センター条例施行規則（平成十三年岐阜県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「小ホール」の下に「大会議室」を加え、同項第二号中「大会議室」を削る。

別記第三号様式を次のように改める。

第3号様式 (第3条関係)

利用不承認 (取消・停止) 通知書	
第 年 月 日	号
申込者 様	岐阜県知事
<p>年 月 日付けで申込みのあった (承認をした) 施設の利用は、次により承認することができません (利用承認を取り消した・利用の停止を命じます) ので通知します。</p>	
承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号
承認しない 取消しの理由 利用停止の	
備考	
<p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>	

注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「飛騨・世界生活文化センター指定管理者」とし、備考については下記のとおりとする。

- この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として (訴訟において指定管理者を代表する者は となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十一号

岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。  
岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年岐阜県規則第四十三号）

第六条第二項第一号中「第一号」を「第一号から第三号まで」に改め、同項第二号中「第二号又は第三号」を「第四号」に改め、同項第三号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号を削る。

別記第七号様式を次のように改める。



(裏面)

## 同 意 書

岐阜県が行う「岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和 4 5 年岐阜県規則第 4 3 号）」に基づく事務手続を処理する目的に限って直近年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意します。

加 入 者	申請者との続柄	本人
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
同 意 者	申請者との続柄	
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
同 意 者	申請者との続柄	
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
同 意 者	申請者との続柄	
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
同 意 者	申請者との続柄	
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
同 意 者	申請者との続柄	
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
同 意 者	申請者との続柄	
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日

- 備考 1 同意する者が自ら署名を行うこと。  
 2 代理人が同意書に署名する場合は、本人からの委任状を提出すること。  
 3 満 1 5 歳以下の者の同意は不要

別記第七号様式の二を削り、別記第七号様式の三を別記第七号様式の二とし、別記第七号様式の四を別記第七号様式の三とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

岐阜市

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画下水道事業 岐阜市公共下水道

三 事業施行期間

昭和九年七月十七日から

令和七年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により恵那都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

恵那市

二 都市計画事業の種類及び名称

恵那都市計画下水道事業 恵那市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十七年二月二十八日から

令和七年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により美濃加茂都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

川辺町

二 都市計画事業の種類及び名称

美濃加茂都市計画下水道事業 川辺町公共下水道

三 事業施行期間

平成三年十二月十日から

令和八年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

令和四年三月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社